

(様式1別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び嘉島町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び嘉島町移住支援金交付要項に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に嘉島町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 熊本県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に嘉島町以外の市区町村に転出した場合：半額